

第 53 回鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業団員募集要領

1 応募資格・要件

鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業に応募する者は、県内に居住する心身ともに健康な者で、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

ア	令和 7 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上おおむね 30 歳までの者
イ	令和 7 年 4 月 1 日現在で、中学生以上 18 歳未満の者

- (2) 原則として、2 年連続で参加できる者（令和 7 年度は鹿児島県での受入れ、令和 8 年度は岐阜県への派遣）
- (3) 現に青少年活動や社会参加活動などを行っている者で、将来、リーダーとして活躍することが期待できる者
- (4) 参加することについて、所属する学校、勤務先等の長の承諾が得られる者
- (5) 原則として、事前説明会、事前研修、本研修の全てに参加できる者

2 募集期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から 5 月 30 日（金）まで

3 募集人員

1（1）アの区分で 5 人程度、イの区分で 3 人程度

4 参加者負担金 1 万円

5 応募方法

応募者は、次の書類を持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合：鹿児島県行政庁舎 9 階 青少年男女共同参画課へ持参
- ・ 郵送の場合：下記 8（1）の宛先へ郵送（締切日当日の消印有効）

- | |
|--|
| ■ア：参加申込書（様式 1－1）、事業参加希望理由（様式 2）
参加承諾書（様式 3） |
| ■イ：参加申込書（様式 1－2）、事業参加希望理由（様式 2） |

6 選考方法

鹿児島県青少年男女共同参画課において、書類選考により参加者を決定し、参加団員に対する説明会の日程と併せて 6 月上旬までに本人に通知する。

7 事後活動

団員は、当事業に参加した後は、事業参加者で組織する事後活動団体（鹿児島県「美濃の会」※）に入会して積極的に事後活動を行わなければならない。

※鹿児島県「美濃の会」

「鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業」の参加者で構成し、薩摩義士碑の清掃をはじめとする社会奉仕活動や青少年活動を行っている事後活動団体。岐阜県には、同様に事業参加者で構成する「岐阜県さつまの会」があり、事業終了後もお互いに交流を行っている。

8 申込書等の入手先及び問合せ先

- (1) 鹿児島県 総務部 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年育成係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
TEL:099-286-2557 FAX:099-286-5541
E-mail:r18@pref.kagoshima.lg.jp

- (2) 鹿児島県ホームページ
<https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/53kagoshimagifuyouth.html>

第 53 回鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業について

検索

9 その他

- (1) この募集要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は「第 53 回鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業実施要綱」によるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、本事業の目的の範囲内でのみ使用する。
- (3) 提出書類については、返却しない。